

令和3年12月20日14時00分

資料配布 近畿地方整備局

紀南河川国道事務所

新宮川水系(熊野川)河川整備計画(原案)に対する 関係住民の意見聴取を開始します

新宮川水系の国管理区間を対象とした河川整備計画の策定に向けて、これまで関係機関や熊野川懇談会にて学識経験者と意見交換を行い、令和3年12月15日に新宮川水系(熊野川)河川整備計画(原案)を公表しました。

河川整備計画策定に係る河川法に基づく手続きとして、新宮川水系(熊野川)河川整備計画(原案)に対して、関係住民の皆さまから幅広くご意見を伺ってまいります。

<新宮川水系(熊野川)河川整備計画(原案)>

紀南河川国道事務所ホームページに掲載しています。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/kinan/zimusho/kasenseibikeikaku.html>

<公聴会の開催等関係住民の意見聴取>

【公聴会】

■公述人募集期間 : 令和3年12月20日(月)～令和4年1月5日(水)

■公聴会開催日 : 令和4年1月15日(土) 10:00～11:30
(三重県会場 : 紀宝町生涯学習センター「まなびの郷」)
令和4年1月15日(土) 15:00～16:30
(和歌山県会場: 新宮市「丹鶴ホール」)
令和4年1月16日(日) 10:00～11:30
(奈良県会場 : 十津川村役場 住民ホール)

■公聴会の傍聴方法: 公聴会の取材・傍聴方法については、開催一週間前までに、詳細を別途発表します。
(紀南河川国道事務所ホームページにも掲載予定)

【パブリックコメント】

■意見募集期間 : 令和3年12月20日(月)～令和4年1月19日(水)

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
三重県政記者クラブ・第二県政記者クラブ、奈良県政・経済記者クラブ、
和歌山県政記者クラブ、和歌山地方新聞記者クラブ、和歌山県政放送記者クラブ、
新宮市中央記者会、新宮記者クラブ、熊野市記者クラブ、田辺記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所

副所長(河川) オカザキ シンイチ 岡崎 慎一 調査課 課長 ヤギ ケイタ
八木 啓太

TEL 0739-22-4564 (代表)

1. 新宮川水系における経緯と今後の流れ

平成 20 年 6 月

・新宮川水系河川整備基本方針 決定

・明日の熊野川整備のあり方 公表（平成 21 年 3 月 熊野川懇談会）

洪水被害の発生

・平成 23 年紀伊半島大水害（浸水面積約 430ha、浸水家屋約 3,300 戸）

河川激甚災害対策特別緊急事業着手（平成 23 年～平成 28 年）

・主な対策として河道掘削、築堤、輪中堤等

熊野川改修事業（緊急対策特定区間）※平成 29 年度から概ね 5 年間

・主な対策として河道掘削等

令和 2 年 7 月

「気候変動を踏まえた治水計画のあり方について」答申（社会資本整備審議会）

・気候変動を踏まえた治水計画の見直し及び流域治水への転換を提言

・明日の熊野川整備のあり方（追記版） 公表（令和 3 年 6 月 熊野川懇談会）

令和 3 年 10 月

・新宮川水系河川整備基本方針の見直し

※河川法第 16 条の 2 に基づく手続き

令和 3 年 12 月 15 日

・新宮川水系（熊野川）河川整備計画（原案）及び意見聴取方法の公表

意見聴取 令和 3 年 12 月 18 日
学識経験を有する者（熊野川懇談会）

意見聴取 令和 3 年 12 月 20 日から令和 4 年 1 月 19 日
関係住民（パブリックコメント）

意見聴取 令和 4 年 1 月 15 日、16 日
関係住民（公聴会）

・新宮川水系（熊野川）河川整備計画（案）の作成

意見聴取 関係県知事 意見聴取 関係市町村長

・新宮川水系（熊野川）河川整備計画の決定・公表

2. 公聴会

令和3年12月15日に公表した「新宮川水系(熊野川)河川整備計画(原案)」について、河川法第16条の2第4項に基づき和歌山県、三重県、奈良県に在住する関係住民の皆様からご意見をお聴きするために3会場において公聴会を開催することとしましたので、ご意見を発表いただける方(以下「公述人」という。)を募集します。

なお、お聴きしたご意見を十分に検討したうえで、「新宮川水系(熊野川)河川整備計画(案)」を作成します。

(1) 意見募集の対象

新宮川水系(熊野川)河川整備計画(原案)

(2) 公述人対象者

三重県、和歌山県、奈良県に在住の方

※原則として、お住いの府県の会場にてご参加ください。

(3) 公述人募集期間

令和3年12月20日(月)～令和4年1月5日(水)14:00必着

(郵送の場合は令和4年1月5日必着)

(4) 応募方法

「新宮川水系(熊野川)河川整備計画(原案)」に対して、公述を希望される場合には、別添の応募用紙にご記入いただくか、下記①から⑥までをご記入いただいたものを郵送、電子メールのいずれかの方法で、下記(5)までご応募ください。

①氏名(ふりがな)

②住所

③電話番号

④発表会場

⑤年齢(20歳未満、20代、30代、40代、50代、60歳以上)

⑥意見の概要

※『応募用紙』(様式)を使用していない場合でも、応募用紙に記載される事項と同様の事項が記載されている場合には受付致します。また、『応募用紙』のほかに、補足資料がある場合にはあわせて送付ください。

※応募多数の場合は、会場の都合により申し込み順とし、会場での公述ができない場合は別途ご連絡いたします。

(5) 応募先

○ご郵送の場合

〒646-0003 和歌山県田辺市中万呂142

国土交通省近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 調査課 宛

○電子メール

kkk-kumanoriv@mlit.go.jp

件名に『河川整備計画(原案)公述人応募』と明記ください。

(6) 注意事項

- ①公聴会で発表いただけるご意見の概要を記入ください。
- ②日本語でご記入ください。
- ③電話でのご応募は受け付けておりません。
- ④意見の発表は、お一人につき15分以内で行って下さい。応募人数により発表時間の短縮をお願いする場合があります(その場合は、事前にお知らせします)。次の方の発表もありますので時間厳守でお願いします。
- ⑤公聴会では質疑応答の時間を設けておりませんので、ご理解をお願いします。
- ⑥上記(2)以外に在住の方のご応募および、公述人募集期間を過ぎたものについては無効とします。また、上記(4)に沿わない形で応募されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

(7) 資料の入手方法等

募集期間中は、別紙1の①または②により、「応募用紙」の入手が可能です。
また、②の会場では、「新宮川水系(熊野川)河川整備計画(原案)」の縦覧を行っています。

(8) 公聴会の開催会場および開催日程

公聴会の開催会場および開催日程は、別添のとおりです。

傍聴方法については、事前申し込みを予定しておりますが、申し込み方法等については開催一週間前までに、別途発表します。(紀南河川国道事務所ホームページにも掲載予定)

新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、会場での傍聴ができなくなる場合は、Web配信での視聴をお願いすることになります。

また、いただいた「意見の概要」及び「補足資料」については、公聴会開催後に紀南河川国道事務所ホームページにて公表いたします。

・紀南河川国道事務所ホームページ

<https://www.kkr.mlit.go.jp/kinan/zimusho/kasenseibikeikaku.html>

<問い合わせ先>

国土交通省 近畿地方整備局
紀南河川国道事務所 岡崎、八木
TEL: 0739-22-4564 (代表)

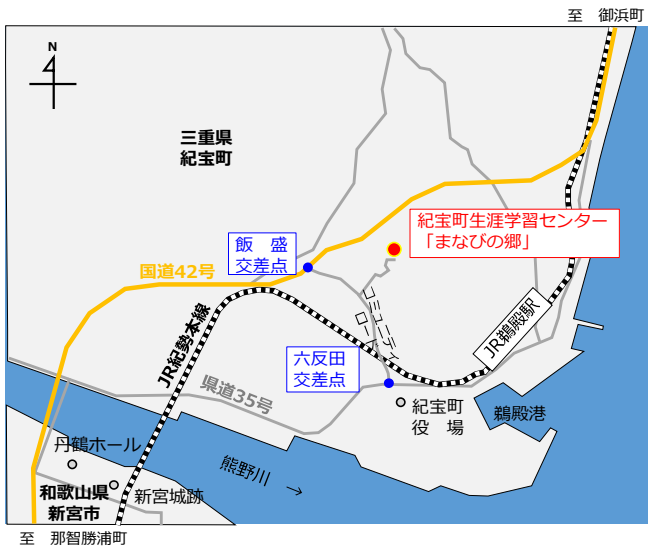
(三重県会場)

日時:令和 4年 1月15日(土)

10時00分~11時30分

場所:紀宝町生涯学習センター「まなびの郷」

(三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿 1147番地 2)



(和歌山県会場)

日時:令和 4年 1月15日(土)

15時00分~16時30分

場所:新宮市「丹鶴ホール」

(和歌山県新宮市下本町 2丁目 2番地の1)



(奈良県会場)

日時:令和 4年 1月16日(日)

10時00分~11時30分

場所:十津川村役場 住民ホール

(奈良県吉野郡十津川村大字小原 225-1)



応募用紙

(受付番号: _____)

受付番号はこちらで記入しますの記入しないで下さい。

紀南河川国道事務所 あて

(ふりがな)

公述人 氏名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

「新宮川水系(熊野川)河川整備計画(原案)」について、意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して応募します。

【留意事項】

- 1 公述を希望される方の氏名(ふりがな)、ご住所、お電話番号等を記入願います。
- 2 本応募用紙の内容については、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」に則り、「新宮川水系(熊野川)河川整備計画(原案)」に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、いただいた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。

以下の部分について公表します。

【発表会場】 _____

住所 _____ 県 _____ 市・町・村

年齢(○で囲んで下さい) 20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上

意見該当箇所		意 見 (横書きで記載して下さい)
章	頁	

3. パブリックコメント

令和3年12月15日に公表した「新宮川水系(熊野川)河川整備計画(原案)」について、関係する住民の皆様から広くご意見を募集します。

なお、いただいたご意見を十分に検討したうえで、「新宮川水系(熊野川)河川整備計画(案)」を作成します。

(1) 意見募集の対象

「新宮川水系(熊野川)河川整備計画(原案)」

(2) 意見募集期間

令和3年12月20日(月) ~ 令和4年1月19日(水)

(郵送の場合は令和4年1月19日消印有効)

(3) 提出方法

ご意見は、別添意見提出様式にご記入のうえ郵送または電子メールで、下記4. までご提出ください。

(4) 提出先

○郵送の場合

〒646-0003 和歌山県田辺市中万呂142

国土交通省近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 調査課 宛

○電子メールの場合

kkk-kumanoriv@mlit.go.jp

件名に『河川整備計画(原案)意見』と明記ください。

(5) 注意事項

- ①日本語でご記入ください。
- ②いただいたご意見とともに、属性(都道府県、市区町村、年代)を公表する場合があります。
- ③電話でのご意見は受け付けておりません。
- ④ご意見に対して、個別にお答えすることはできません。
- ⑤期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

(6) 資料の入手方法等

募集期間中は、別紙1の①または②により、「意見提出様式」の入手が可能です。

また、②の会場では、「新宮川水系(熊野川)河川整備計画(原案)」の縦覧を行っています。

<問い合わせ先>

国土交通省 近畿地方整備局

紀南河川国道事務所 岡崎、八木

TEL: 0739-22-4564 (代表)

「新宮川水系(熊野川)河川整備計画(原案)」に関する意見提出様式

令和 年 月 日

① 氏 名(ふりがな)		
② 住 所		(都道府県) (市区町村)
③ 電話番号又は メールアドレス		
④ 年 齢 (○で囲んで下さい)		20歳未満 20代 30代 40代 50代 60歳以上
意見箇所		意見内容 (横書きで記載して下さい)
ページ	行目	

【留意事項】

本意見提出様式の内容については、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」に則り、「新宮川水系(熊野川)河川整備計画(原案)」に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、いただいた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。

【提出先】

国土交通省近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 調査課
〒646-0003 和歌山県田辺市中万呂142
TEL: 0739-22-4564 (代表)
E-mail: kkr-kumanoriv@mlit.go.jp

【資料の入手先】

① インターネットからの資料入手

- ・紀南河川国道事務所ホームページ

<https://www.kkr.mlit.go.jp/kinan/zimusho/kasenseibikeikaku.html>

② 資料の縦覧等の場所

下記の資料閲覧場所 28 箇所において資料の縦覧・応募用紙の配布を行っています。

- ・近畿地方整備局 7階水政課前ロビー(大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44)
- ・紀南河川国道事務所 1階ロビー(和歌山県田辺市中万呂 142)
- ・紀南河川国道事務所 新宮川出張所 2階ロビー(和歌山県新宮市磐盾 1-8)
- ・紀の川ダム統合管理事務所 1階ロビー(奈良県五條市三在町 1681)
- ・紀の川ダム統合管理事務所 猿谷ダム管理支所 1階ロビー(奈良県五條市大塔町辻堂 1-3)
- ・和歌山県 南別館8階 県土整備部 河川・下水道局 河川課(和歌山県和歌山市小松原通 1-1)
- ・和歌山県東牟婁振興局 新宮建設部 総務調整課(和歌山県新宮市緑ヶ丘 2-4-8)
- ・和歌山県西牟婁振興局 建設部 総務調整課(和歌山県田辺市朝日ヶ丘 23-1)
- ・三重県 5階 県土整備部河川課(三重県津市広明町 13 本庁 5階)
- ・三重県 熊野建設事務所 事業推進室(三重県熊野市井戸町 371)
- ・奈良県 県庁分庁舎 6階 県土マネジメント部河川整備課(奈良県奈良市登大路町 30)
- ・奈良県吉野土木事務所 計画調整課(奈良県吉野郡吉野町上市 2150-1)
- ・奈良県吉野土木事務所 工務第2課(奈良県吉野郡上北山村河合 420-1)
- ・奈良県吉野土木事務所 工務第1課(奈良県吉野郡天川村沢谷 58)
- ・奈良県五條土木事務所 用地管理課(奈良県五條市岡口 1丁目3番1号)
- ・奈良県五條土木事務所 工務第2課(奈良県吉野郡十津川村上野地 221)
- ・新宮市役所 総務部 防災対策課(和歌山県新宮市春日 1番1号)
- ・田辺市 本宮行政局 総務課(和歌山県田辺市本宮町本宮 219)
- ・北山村役場 総務課(和歌山県東牟婁郡北山村大沼 42)
- ・紀宝町役場 基盤整備課(三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿 324)
- ・熊野市役所 市長公室企画係(三重県熊野市井戸町 796)
- ・御浜町役場 建設課(三重県南牟婁郡御浜町阿田和 6120-1)
- ・五條市役所 都市整備部 まちづくり推進室(奈良県五條市岡口 1丁目3番1号)
- ・十津川村役場 生活環境課(奈良県吉野郡十津川村小原 225-1)
- ・下北山村役場 地域創生推進室(奈良県吉野郡下北山村寺垣内 983)
- ・上北山村役場 地域振興課(奈良県吉野郡上北山村河合 330)
- ・野迫川村役場 産業課(奈良県吉野郡野迫川村北股 84)
- ・天川村役場 産業建設課(奈良県吉野郡天川村沢谷 60)